

令和４年度事業報告

公益財団法人
入管協会

第１ 入管協会の使命

公益財団法人入管協会は、昭和６２年８月２０日、法務省所管の財団法人として設立され、平成２６年４月１日現法人に移行しました。

当協会は、出入国管理行政に関する知識の普及を図るとともに、出入国管理行政の円滑な運営に寄与することなどを目的としております。具体的には、外国人の入国・在留手続と申請取次ぎの概要を周知させるための研修会の開催や在留諸申請の円滑な手続を支援するための書籍として「出入国法令集」をはじめ「申請等取次制度の概要」及び「わかりやすい入管手続 必要書類と記載例集」の発行等により、外国人の適正な受入れに貢献しようとするものであり、令和４年度においては次の事業を行いました。

第２ 事業内容

１ 公益目的事業

（１）相談・助言

ア 外国人在留総合インフォメーションセンターの相談業務

法務省の委託を受けて、札幌、仙台、大阪、高松局及び神戸支局の各地方出入国在留管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、来訪した外国人や関係者に、外国人の入国・在留関係の諸手続及び各種申請等の相談・案内並びに情報の提供を行いました。

イ 電話及びメールによる無料相談業務

賛助会員以外を対象として、メール（随時）又は電話（平日午後１時３０分から同４時３０分まで）による出入国在留管理に関する無料相談を、電話による相談は１８件、メールによる相談は１０件行いました。

(2) 出入国管理に関する情報発信と資料・書籍の発刊

ア Japan Immigration Association News (J I Aニュース) の発行

本年度から賛助会員を対象に J I A ニュースを毎月発行するとともに、出入国在留管理庁の最新情報を J I A ニューストピックスとして随時発行し、出入国管理に関する情報提供とサービスの向上に努めました。

イ 在留外国人統計の発刊

我が国に在留する外国人の国籍別、在留資格別、都道府県別在留外国人数や出入国者数等を取りまとめた 2022 年版「在留外国人統計」を発刊し、賛助会員等に無料配布したほか、一般にも頒布し、出入国管理行政に関する情報を提供しました。

ウ 書籍の発刊

「出入国管理法令集」改訂第 29・30・31 版及び「申請等取次制度の概要」改訂第 8・9・10 版を発刊し、当協会主催の研修会で活用したほか、日本行政書士会等の研修教材として頒布するとともに、法令集は一般にも頒布することにより出入国管理行政に関する知識の普及に努めました。

また、入国・在留諸申請の手続に関してよく分からないという人のために、「外国人受入れ実務者のための入管関係手続 Q & A」を発刊・頒布し、外国人の適正な受入れ手続を推進しました。

(3) 講習・セミナー・育成

ア 申請等取次ぎに関する研修会等の開催

就労目的の外国人を受け入れる企業・団体等や留学生を受け入れている教育機関の関係者で申請等取次ぎを行おうとする者を対象として、出入国在留管理制度の概要、申請取次制度の概要等を講義内容とする「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を東京（5 回）、名古屋（3 回）及び大阪（2 回）において開催し、延べ 1,870 名が参加しました。

イ 実務セミナーの開催

外国人留学生を受け入れる教育機関又は外国人を雇用しようとする企業等の職員を対象として、留学生の受入れ及び就職等のための「留学生受入れ手続実務セミナー」及び「留学生の就労資格取得手続セミ

ナー」を東京で各2回実施し、延べ230名が参加しました。

ウ 不法就労外国人対策キャンペーン

不法就労外国人対策キャンペーンの一環として「外国人の正しい受入れと出入国事務研修会」を6月に東京において開催し、30名が参加しました。

エ 東京都の「外国人の不法就労防止啓発講習」

不法滞在者や不法就労外国人の防止及び外国人の適正な雇用を図るため、東京都の委託を受けて事業主、雇用主等を対象とした各種講習会に講師を33回派遣し、延べ2,359人に啓発活動を行いました。

オ 国際交流セミナー（仮称）の開催中止

東京で10月開催予定であった国際交流セミナー（仮称）は、準備不足のため中止としました。

2 収益等事業（事前点検及び申請取次ぎ）

賛助会員である企業、教育機関等からの依頼を受けて、当該企業等が受け入れる外国人に係る入国・在留関係諸申請の事前点検（226件）及び申請取次ぎ（7,253件）を行いました。

なお、平成25年4月の総務省の「技能実習制度を中心とした外国人受入れ対策に関する行政評価・監視の勧告」にかんがみ、非賛助会員に対しても一定範囲内の事前点検及び申請取次ぎを行うこととしていたところ、その具体策について検討した結果、賛助会員の推薦を受けた非会員を対象として実施する方向で、その方策について更に検討を進めることとしました。

3 その他（法人管理）

（1）理事会及び評議員会の開催

ア 理事会の開催

（ア） 令和4年5月11日、学士会館において令和4年度第1回定例理事会が開催され、令和3年度事業報告（案）、同3年度決算報告（案）及び定時評議員会開催日程（案）が審議され、いずれも全会一致で承認されました。

（イ） 令和4年9月22日、令和4年度臨時理事会（みなし決議）が書

面又は電子的記録で行われ、「会員に関する規程」の改正案が全会一致で承認されました。

- (ウ) 令和5年3月1日、学士会館において令和4年度第2回定例理事会が開催され、令和5年度事業計画(案)、同5年度収支予算書(案)及び臨時評議員会の開催日程(案)が審議され、いずれも全会一致で承認されました。

イ 評議員会の開催

- (ア) 令和4年5月27日、学士会館において令和4年度定時評議員会が開催され、令和3年度事業報告(案)、同3年度決算報告(案)及び理事・評議員選任の件が審議され、いずれも全会一致で承認されました。
- (イ) 令和4年9月26日、令和4年度臨時評議員会(みなし決議)が書面又は電子的記録で行われ、「会員に関する規程」の改正案が全会一致で承認されました。
- (ウ) 令和5年3月17日、学士会館において令和4年度臨時評議員会が開催され、令和5年度事業計画(案)及び同5年度収支予算書(案)が審議され、いずれも全会一致で承認されました。

(2) 会員の募集

当協会では、事業の円滑な運営に資するため賛助会員制度を設けているところ、令和4年度末の賛助会員数は、企業、教育機関及び団体等を合わせて508会員となっております。年度中の新規会員は17会員、退会は28会員で前年度に比べ11減となりましたが、ホームページ及びパンフレットの活用及び更なる会員サービスを図るなどして、今後も引き続き賛助会員の募集に努めます。

定款第8条2号（事業報告の附属明細書）

令和4年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号）第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので記載すべき事項はない。

令和5年4月18日

公益財団法人入管協会